

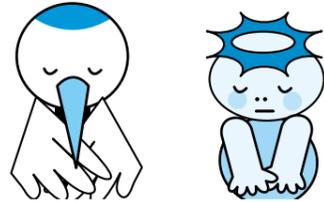
水道料金等改定のお知らせ

～消費税率引上げに伴い、水道料金・給水加入金が改定になります～

水道使用者の皆さまには、日頃から水道事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、去る平成24年8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から消費税率が地方消費税と合わせて8%に引き上げられることとなりました。

本市におきましても、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図ることとして、水道料金及び給水加入金について、現行の消費税5%を平成26年4月1日から8%にする改定案を平成25年いわき市議会11月定例会に提出し認められました。

つきましては、新しい水道料金及び給水加入金は、次のとおりとなりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



◆ 水道料金表(1か月につき)

新料金は、平成26年7月1日以降に納入していただくもの〔4月1日以降に使用した分〕から適用になります。(水道料金納入通知書の表示が、平成26年6-7月分及び7-8月分の水道料金から新料金となります。)

〔単位：円、税込み〕

基本料金				水量料金(1m ³ につき)				
口径	新料金	現行料金	比較増	区分	新料金	現行料金	比較増	
13mm	1,166.40	1,134.00	32.40	一般用	1m ³ から10m ³ まで	81.00	78.75	2.25
20mm	2,332.80	2,268.00	64.80		11m ³ から20m ³ まで	168.48	163.80	4.68
25mm	4,320.00	4,200.00	120.00		21m ³ から50m ³ まで	209.52	203.70	5.82
30mm	8,208.00	7,980.00	228.00		51m ³ から100m ³ まで	234.36	227.85	6.51
40mm	12,744.00	12,390.00	354.00		101m ³ 以上	255.96	248.85	7.11
50mm	23,328.00	22,680.00	648.00	浴場用	1m ³ から500m ³ まで	64.80	63.00	1.80
75mm	62,640.00	60,900.00	1,740.00		501m ³ 以上	135.00	131.25	3.75
100mm	124,200.00	120,750.00	3,450.00	船舶用		255.96	248.85	7.11
150mm	346,680.00	337,050.00	9,630.00		私設消火栓消防演習用(1栓10分間につき)	2,343.60	2,278.50	65.10
200mm	461,160.00	448,350.00	12,810.00					

※ 水道料金は、上記の表により算出した基本料金〔メーターの口径によって決められている料金〕と、水量料金〔口径に関係なく実際に使用した水量に応じて計算された料金〕の合計額になります。(合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)

お問い合わせ先 いわき市水道料金お客様センター TEL 22-9300

◆ 給水加入金

新加入金は、平成26年4月1日以降に水道局へ給水装置の新設等を申し込まれるものから適用になります。

〔単位：円、税込み〕

口径	新加入金	現行加入金	比較増
13mm	81,000	78,750	2,250
20mm	162,000	157,500	4,500
25mm	300,240	291,900	8,340
30mm	567,000	551,250	15,750
40mm	891,000	866,250	24,750
50mm	1,620,000	1,575,000	45,000
75mm	4,374,000	4,252,500	121,500
100mm	8,667,000	8,426,250	240,750
150mm	24,057,000	23,388,750	668,250
200mm	31,752,000	30,870,000	882,000

※ 給水加入金は、家屋等を新築し給水装置を新設する場合や、メーター口径の増大を伴う給水装置の増設・改造を行う場合に、設置するメーターの口径に基づきいただいております。

お問い合わせ先
営業課給水装置係 TEL 22-9304

～つるさんとつるさんのQ&A～

○ 料金値上げの内容について



今回の料金改定は、本当に消費税だけの値上げなの？

そうだよ！消費税を抜いた金額はそのまま、消費税が上がる分だけを値上げするんだ。ほら、これを見て！

(例) 口径 13mm の基本料金 (1 か月)
 現行料金の消費税抜きの金額は・・・
 1,134 円 ÷ 1.05 (税率 5%) = 1,080 円
 新料金の消費税抜きの金額は・・・
 1,166 円 40 銭 ÷ 1.08 (税率 8%) = 1,080 円

本当だ！前の料金から5%の消費税を引いた金額と、新しい料金から8%の消費税を引いた金額は同じだね！



○ 新料金の適用時期について

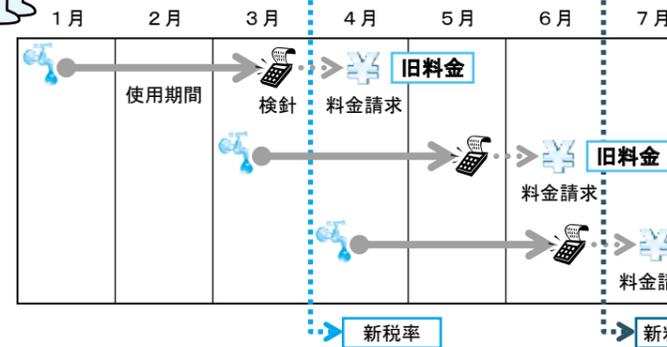


新しい消費税率が適用されるのは4月1日からなのに、どうして水道料金の適用は7月1日になるの？

それはね、水道料金は、実際に水道を使用した日と、料金をお支払いいただく日とが離れているからなんだよ。



この図で説明するね。一般家庭の場合、4月に請求される水道料金は、1月から3月に使用した2か月分の料金なんだ。だから4月に請求する分から新料金を適用すると、実際は旧税率(5%)の期間中に使用した料金なのに、新税率(8%)の料金で請求することになっちゃうよね。そうならないように、すべてが4月1日以降に使用した分となる7月1日以降の請求分から、新税率を適用させることにしたんだよ。



6月以前に請求される料金は、4月1日以前に使った分が入っているから、旧料金になるんだよ！

7月以降に請求される料金は、すべて4月1日以降に使った分だから、新料金になるんだね。

○ 一般家庭の影響額について



消費税率が上がったから、その分の値上げは仕方ないけど、家計が大変だ～。一般家庭では、どのくらいの値上げになるの？

炊事、洗濯、お風呂など一般家庭の日常生活で使用される平均的な水の量は、1か月でおよそ15m³くらいなんだ。この場合で計算すると、現在の料金では1か月あたり2,740円だけど、新料金は2,818円になるから、差し引きで1か月あたり78円の値上げになるね。

※ 一般家庭で多く使用されているメーター口径13mmの場合

なるほど～。水道料金の請求は2か月に1回だから、1回の請求(2か月分)では、156円程度料金上がるってことだね。

そうなるね！